

第 28 号議案

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例（平成 18 年加東市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)	附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)
20 <u>令和 3 年度分及び令和 4 年度分の国民健康保険税であっ</u>	20 令和 4 年度分の国民健康保険税であって、 <u>令和 5 年 4 月 1</u>

<p>て、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税の減免</u>については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第27条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p><u>日以後に普通徴収の納期限が定められているものの減免</u>については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第27条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
---	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請されている国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

第28号議案 要旨

加東市国民健康保険税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

令和4年度分の国民健康保険税であって、令和5年4月1日以後に普通徴収の納期限が到来するものについて減免することで、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等を支援するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

減免の対象となる国民健康保険税の年度及び納期限の期間を改めること。(附則第20項関係)

3 施行期日 令和5年4月1日